

# 兵庫県公報

令和5年3月31日 金曜日 第22号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 規 則

- 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(地域産業立地課) ..... 1

## 公布された法令のあらまし

◎産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）  
産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正により、技術革新の進展に即応した高度な技術を活用した持続的な成長が見込まれる重点立地促進事業、大阪湾臨海地域等の特定臨海地域内における立地促進事業等を法人の事業税及び不動産取得税の不均一課税の軽減率の上乗せの対象とすること等に伴い、規則で定めることとされた法人の事業税及び不動産取得税の不均一課税の要件を定める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第26号

#### 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(立地促進事業)」に改め、同条第1項第1号中「(以下「風俗営業等」という。)」及び「(以下「国実施事業」という。)」を削る。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める立地促進事業は、次に掲げる製品（設備を含み、これらの製造に用いる主要な原材料、部品及び装置を含む。以下この項において同じ。）の開発又は製造を行う事業であつて、技術革新の進展に即応した高度な技術を活用し、かつ、持続的な成長が見込まれるものとして知事が認めるものとする。

- (1) 水素の製造、輸送、供給及び利用に関する製品
- (2) 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他の永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）による発電のための製品
- (3) 廃プラスチックのリサイクルのための製品
- (4) 蓄電池
- (5) 航空機
- (6) ロボット
- (7) 医薬品
- (8) 医療機器
- (9) 半導体集積回路
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に認める製品

第2条第3項から第6項までを削る。

第4条の見出し中「指定拠点地区及び促進地域」を「投資促進地域」に改め、同条中「第5条第4項（同条

第6項又は条例第6条第3項において準用する場合を含む。)及び第7条第2項を「第5条第2項」に改める。  
第5条を次のように改める。

(事業税の不均一課税の対象となる立地促進事業)

第5条 重点立地促進事業及びサプライチェーン対策事業に係る条例第6条第1項に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 立地促進事業が第2条第1項第1号に掲げる事業である場合にあっては、当該立地促進事業の用に供する資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。第3項第2号ア及び第7条第4項第2号アにおいて同じ。)を取得するために、第10条第1項の規定による確認申請書を提出した日(以下「確認申請書提出日」という。)以後に2億円(当該立地促進事業を行う法人が中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者をいい、次に掲げる法人を除く。次号及び第7条第2項第1号において同じ。)である場合にあっては、5千万円)以上の支出をしたものであること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業者(中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者以外の法人をいう。イ及びウにおいて同じ。)が所有している法人

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業者が所有している法人

ウ 役員(会社法(平成17年法律第86号)第329条第1項に規定する役員をいう。以下このウにおいて同じ。)の総数の2分の1以上が大企業者の役員又は従業員である法人

(2) 立地促進事業を行う法人の事業年度終了の日において、第4号ア又はイに規定する建築物の敷地である土地を含む一団の土地に存する建築物において当該立地促進事業に従事する次に掲げる従業員(雇用期間の定めがなく継続して雇用された者であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものに限る。以下この条及び第7条において同じ。)の数が10人(当該立地促進事業を行う法人が中小企業者である場合にあっては、5人。以下この項及び次項において同じ。)以上であり、かつ、当該一団の土地に存する建築物において当該立地促進事業に従事する従業員の総数が、確認申請書提出日における当該従業員の総数に10人を加えた数以上であること。

ア 立地促進事業が第2条第1項第1号に掲げる事業である場合にあっては、確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者(県内に住所を有するものに限る。)又は配置転換により新たに県内に住所を定めた従業員(第7条第2項第1号アにおいて「県内居住新規従業員」と総称する。)

イ 立地促進事業が第2条第1項第2号又は第3号に掲げる事業である場合にあっては、確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者又は新たに県内に配置転換された従業員(次項第3号及び第7条において「新規従業員」と総称する。)

(3) 立地促進事業が当該法人の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、当該法人の事業年度終了の日において当該統廃合に係る全ての県内の事業所に従業する従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての県内の事業所に従業する従業員の総数に10人を加えた数以上であること。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和5年4月1日(投資促進地域内における立地促進事業にあっては、当該投資促進地域の条例第5条第2項の公表の日。イ及び第7条第2項第3号において同じ。)以後に県内(投資促進地域内における立地促進事業にあっては、当該投資促進地域内)に存する建築物又は土地に関する権原を取得し、及びその取得の日の翌日から起算して1年(当該権原を取得した者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年。以下このア及び同号アにおいて同じ。)以内に当該建築物において立地促進事業を開始すること又は当該1年以内に改修の工事に着手した当該建築物若しくは当該土地に新たに建築する建築物(当該1年以内に建築の工事に着手したのものに限る。)において立地促進事業を開始すること。

イ 令和5年3月31日以前に県内で事業活動を開始した法人(以下このイ及び第4項第1号イ(イ)において「既存法人」という。)が、県内(投資促進地域内における立地促進事業にあっては、当該投資促進地域内)の既存敷地(既存法人が同日以前に権原を取得した土地をいう。同号イ(イ)において同じ。)内にあつて次に掲げる建築物において立地促進事業を開始すること。

(イ) 令和5年4月1日以後に、新たに建築し、増築し、又は改築した建築物

(ロ) 令和5年4月1日以後に、立地促進事業の用に供する設備(所得税法施行令第6条第3号に規定する機械及び装置をいう。第7条第2項第3号イ(イ)において同じ。)を新設し、又は増設した建築物

2 本社機能立地事業に係る条例第6条第1項に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当すること

とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地、既成都市区域（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域をいう。以下この項及び第7条第3項において同じ。）又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）別表に掲げる区域をその区域に含む都道府県の区域、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域又は県内（第7条第3項第1号アにおいて「三大都市圏等」と総称する。）に本社機能（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1号イからへまでに掲げる部門が担う機能をいう。以下この項及び第7条第3項において同じ。）の全部又は一部を担う事業所（以下この項及び第7条第3項において「本社事業所」という。）がある法人で、次の(7)又は(イ)のいずれかを行うものであること。

(7) 県内に本社事業所を移転すること（県内の既成都市区域外から県内の既成都市区域内へ移転する場合を除く。）。

(イ) 県内で本社事業所を新增設すること（県内の既成都市区域外に本社事業所がある法人が県内の既成都市区域内で新增設する場合を除く。）。

イ 本社事業所が国内にない外国企業等（外国企業（外国の法令に基づいて設立された法人をいう。以下このイにおいて同じ。）又は外資系企業（我が国の法令に基づいて設立された法人であって、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。）をいう。以下同じ。）で、次の(7)又は(イ)のいずれかを行うものであること。

(7) 県内に本社事業所を移転すること。

(イ) 県内で本社事業所を新增設すること。

(2) 前号ア又はイに掲げる法人の事業年度終了の日において、移転され、又は新增設された本社事業所（次号及び第7条第3項において「新本社事業所」という。）に従業する本社機能を担う従業員の数が10人以上であること。

(3) 県内（既成都市区域に限る。）に本社事業所がある法人が既成都市区域内に新本社事業所を整備する場合又は県内（既成都市区域を除く。）に本社事業所がある法人が既成都市区域外に新本社事業所を整備する場合にあつては、当該法人の事業年度終了の日において、当該新本社事業所に従業する本社機能を担う新規従業員の数が10人以上であること。

(4) 前項第4号に該当すること。

3 試験研究施設立地事業に係る条例第6条第1項に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 第1項第1号から第4号までのいずれにも該当すること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 立地促進事業の用に供する資産を取得するために確認申請書提出日以後に支出をした額のうち、試験研究の用に供する資産を取得するために支出をした額の割合が、5分の1以上であること。

イ 立地促進事業に係る施設のうち、試験研究の用に供する部分の床面積が当該施設の床面積の5分の1以上であること。

(3) 立地促進事業を行う法人の事業年度終了の日において、当該立地促進事業に係る施設において試験研究に従事する従業員の数が当該立地促進事業に従事する従業員の数の5分の1以上であること。

4 重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業及びサプライチェーン対策事業（第7条第5項において「重点立地促進事業等」という。）以外の立地促進事業に係る条例第6条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる事業 次のいずれにも該当すること。

ア 第1項第1号から第3号までのいずれにも該当すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(7) 第1項第4号アに該当すること。

(イ) 既存法人が、県内（投資促進地域内における立地促進事業にあつては、当該投資促進地域内）の既存敷地内にある第1項第4号イ(7)又は(イ)に掲げる建築物において立地促進事業（新展開事業（県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業又は製造方

法若しくは製造工程を大きく転換する等当該事業と同等であると知事が認める事業をいう。)に該当するものに限る。)を開始すること。

(2) 第2条第1項第2号又は第3号に掲げる事業 第1項第2号から第4号までのいずれにも該当すること。

第6条第1項中「第8条第1項の規則」を「第6条第1項の規則」に改め、同項の算式中「条例第8条第1項の表の左欄に掲げる事業」を「立地促進事業」に、「当該事業に」を「当該立地促進事業に」に改め、「次条第2項に規定する」を削り、「当該事業を」を「当該立地促進事業を」に、「当該事業が」を「当該立地促進事業が」に改め、同条第2項中「事業を」を「立地促進事業を」に改める。

第7条及び第8条を削る。

第9条中「第9条第1項」を「第7条第1項」に改め、「に定める施設」の右に「であって、次項から第5項までに規定する要件のいずれかに該当するもの」を加え、同条第1号中「第2条第3項第1号」を「第2条第1項第1号」に改め、同条第2号中「第2条第3項第2号」を「第2条第1項第2号又は第3号」に改め、同条第3号及び第4号を削り、同条に次の4項を加える。

2 重点立地促進事業及びサプライチェーン対策事業に係る前項に規定する要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 立地促進事業を開始する日において、第3号ア又はイに規定する建築物の敷地である土地を含む一団の土地に存する建築物において当該立地促進事業に従事する次に掲げる従業員の数が10人（当該立地促進事業を行う者が中小企業者又は個人である場合にあつては、5人。以下この項及び次項において同じ。）以上であり、かつ、当該一団の土地に存する建築物において当該立地促進事業に従事する従業員の総数が、確認申請書提出日における当該従業員の総数に10人を加えた数以上であること。

ア 立地促進事業が第2条第1項第1号に掲げる事業である場合にあつては、県内居住新規従業員

イ 立地促進事業が第2条第1項第2号又は第3号に掲げる事業である場合にあつては、新規従業員

(2) 立地促進事業が当該立地促進事業を行う者の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあつては、当該立地促進事業を開始する日において当該統廃合に係る全ての県内の事業所に従業する従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての県内の事業所に従業する従業員の総数に10人を加えた数以上であること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和5年4月1日以後に県内（投資促進地域内における立地促進事業にあつては、当該投資促進地域内）に存する建築物又は土地に関する権原を取得し、及びその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該建築物において立地促進事業を開始すること又は当該1年以内に改修の工事に着手した当該建築物若しくは当該土地に新たに建築する建築物（当該1年以内に建築の工事に着手したものに限る。）において立地促進事業を開始すること。

イ 令和5年3月31日以前に県内で事業活動を開始した者が、県内（投資促進地域内における立地促進事業にあつては、当該投資促進地域内）の当該者が同日以前に権原を取得した土地内にある次に掲げる建築物において立地促進事業を開始すること。

(ア) 令和5年4月1日以後に、新たに建築し、増築し、又は改築した建築物

(イ) 令和5年4月1日以後に、立地促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した建築物

3 本社機能立地事業に係る第1項に規定する要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 三大都市圏等に本社事業所がある者で、次の(ア)又は(イ)のいずれかを行うものであること。

(ア) 県内に本社事業所を移転すること（県内の既成都市区域外から県内の既成都市区域内へ移転する場合を除く。）。

(イ) 県内で本社事業所を新增設すること（県内の既成都市区域外に本社事業所がある者が県内の既成都市区域内で新增設する場合を除く。）。

イ 本社事業所が国内にない外国企業等で、次の(ア)又は(イ)のいずれかを行うものであること。

(ア) 県内に本社事業所を移転すること。

(イ) 県内で本社事業所を新增設すること。

(2) 立地促進事業を開始する日において、新本社事業所に従業する本社機能を担う従業員の数が10人以上であること。

(3) 県内（既成都市区域に限る。）に本社事業所がある者が既成都市区域内に新本社事業所を整備する場合又は県内（既成都市区域を除く。）に本社事業所がある者が既成都市区域外に新本社事業所を整備する場合に

あつては、立地促進事業を開始する日において、当該新本社事業所に従業する本社機能を担う新規従業員の数が10人以上であること。

(4) 前項第3号に該当すること。

4 試験研究施設立地事業に係る第1項に規定する要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 第2項第1号から第3号までのいずれにも該当すること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 立地促進事業の用に供する資産を取得するために確認申請書提出日以後に支出をした額のうち、試験研究の用に供する資産を取得するために支出をした額の割合が、5分の1以上であること。

イ 立地促進事業に係る施設のうち、試験研究の用に供する部分の床面積が当該施設の床面積の5分の1以上であること。

(3) 立地促進事業を開始する日において、当該立地促進事業に係る施設において試験研究に従事する従業員の数が当該立地促進事業に従事する従業員の数の5分の1以上であること。

5 重点立地促進事業等以外の立地促進事業に係る第1項に規定する要件は、第2項第1号から第3号までのいずれにも該当することとする。

第9条を第7条とする。

第10条中「第9条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第11条から第17条までを削る。

第18条中「、促進地域内事業家屋若しくは本社機能家屋（以下この条において「立地促進事業家屋等」という。）又は立地促進事業家屋等」を「又は立地促進事業家屋」に、「立地促進事業家屋等用土地」を「立地促進事業家屋用土地」に、「立地促進事業等」を「立地促進事業」に、「に当該立地促進事業家屋等」を「に当該立地促進事業家屋」に、「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「立地促進事業家屋等」を「立地促進事業家屋」に、「おける立地促進事業家屋等」を「おける立地促進事業家屋」に、「の立地促進事業家屋等」を「の立地促進事業家屋」に、「第9条第1項、第10条又は第11条」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第19条第1項中「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「第9条第1項、第10条若しくは第11条」を「第7条第1項」に、「立地促進事業等」を「立地促進事業」に改め、同条第2項中「第8条第1項」を「第6条第1項」に、「第9条第1項、第10条又は第11条」を「第7条第1項」に、「第53条第1項」を「第53条本文」に改め、同条を第10条とする。

第20条中「第13条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第21条を第12条とする。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第3項中「附則第4項又は第5項」を「附則第3項又は第4項」に、「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「第8条から第12条まで」を「第6条から第8条まで」に、「第6条から第20条まで」を「第5条から第11条まで」に改める。

附則第4項、附則第5項の前の見出し、同項、附則第6項、附則第7項の前の見出し、同項から附則第9項まで及び附則第10項を削る。

別表中「第9条、第12条」を「第7条」に改め、同表7の款2の項中「(条例第2条第2号イに規定する外国企業及び外資系企業をいう。以下同じ。)」を削る。

様式第1号中「第19条」を「第10条」に、「第13条」を「第9条」に、「立地促進事業等の」を「立地促進事業の」に、

「

	事業の名称	割合(ア)
不均一課税の適用を受けようとする事業(該当するものの番号を○で囲んでください。)	1 国際経済交流事業	2分の1
	2 工場立地事業	2分の1
	3 高度業務事業	2分の1
	4 再活性化事業	2分の1
	5 立地促進事業等(本社機能を担う事業所の移転又は新增設の場合)	2分の1
	6 立地促進事業等(促進地域の場合)	2分の1
	7 立地促進事業等(1から6まで以外)	3分の1

」

を

「

不均一課税の適用を受けようとする事業（該当するものの番号を○で囲んでください。）	事業の名称	割合（ア）
	1 重点立地促進事業	2分の1
	2 本社機能立地事業	2分の1
	3 試験研究施設立地事業	2分の1
	4 サプライチェーン対策事業	2分の1
	5 投資促進地域内における立地促進事業	2分の1
6 立地促進事業（1から5まで以外）	3分の1	

」

に、「立地促進事業等を」を「立地促進事業を」に、

「

兵庫県税 条例第33 条第1項 第3号に 掲げる事 業	所得割	所得金額						
	付加価値割	付加価値額						
	資本割	資本金等の額						
	収入割	収入金額						

」

を

「

兵庫県税 条例第33 条第1項 第3号に 掲げる事 業	所得割	所得金額						
	付加価値割	付加価値額						
	資本割	資本金等の額						
	収入割	収入金額						
兵庫県税 条例第33 条第1項 第4号に 掲げる事 業	付加価値割	付加価値額						
	資本割	資本金等の額						
	収入割	収入金額						

」

に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第10条関係）

不動産取得税不均一課税申請書



年 月 日

兵庫県 県民局長 様

申請者 住所(所在地) .....

氏名(名称) .....

[個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

個人番号(法人番号) 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

代表者又は  
管理人の氏名 .....

電 話 ( ) - .....

電子メール .....

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例第9条の規定により、次のとおり不動産取得税の不均一課税を申請します。

1 不動産取得税額

課 税 年 度		年 度 分
課 税 標 準 額 (不動産の価格)		円
税 額		円

2 不動産の概要

所 在 地	
地 番 又 は 家 屋 番 号	
地 目 又 は 家 屋 の 種 類	
家 屋 の 構 造	
地 積 又 は 床 面 積	
取 得 年 月 日	年 月 日
用 途	

3 不均一課税申請理由

立地促進事業施設を立地促進事業の用に供した年月日	年 月 日
取得した土地を敷地とする家屋の建設に着手した年月日（立地促進事業施設の設置に着手した年月日）	年 月 日
同一の立地促進事業を行うために別に取得した立地促進事業施設に係る不動産の所在地及び取得年月日	年 月 日

## 4 事業区分 ※該当する項目番号を「○」で囲むこと。

事業の名称	割合
1 重点立地促進事業	2分の1
2 本社機能立地事業	
3 試験研究施設立地事業	
4 サプライチェーン対策事業	
5 投資促進地域内における立地促進事業	3分の1
6 立地促進事業（1から5まで以外）	

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。